

広島県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宮ノ口瀬戸線	呉市倉橋町字鹿島鯛之浦一八六九六番二地先から 呉市倉橋町字鹿島瀬戸二四二八一番一〇地先まで	平成三〇年三月二十六日